議案第１５号

印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月１７日提出

印西市長　　藤　代　　健　吾

印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第７条第３項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、

次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2)　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第７条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第１７条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第４項中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第１５号審議資料

印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１５号）の一部を改正する条例の制定について

１　改正の要旨
基準府令の規定に準じて改めるもの

２　改正の理由
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第１０９号）の公布及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）の公布によるもの

３　施行期日
令和７年４月１日

４　新旧対照表

新	旧
目次　（略） 第１条～第６条　（略） （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の	目次　（略） 第１条～第６条　（略） （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の

保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2)　（略） (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 ４　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の	保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　（略） (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2)　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2)　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1)　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等 (2)　（略）	3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第28条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。） (2)　（略）
6及び7　（略）	4及び5　（略）
第８条～第16条　（略）	第８条～第16条　（略）
（食事の提供の特例） 第17条　次に掲げる要件を満たす家庭	（食事の提供の特例） 第17条　次に掲げる要件を満たす家庭

的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　（略） (2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)　（略） ２　（略） 第18条～第51条　（略） 附　則 １～３　（略） （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 以下　（略） 附　則 この条例は、令和７年４月１日から施行する。	的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　（略） (2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)　（略） ２　（略） 第18条～第51条　（略） 附　則 １～３　（略） （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 以下　（略）